

学習指導要領改訂案についてのパブリックコメント

2月14日に文部科学省から次期学習指導要領改訂案が示され、パブリックコメントの募集がありました。家教連理事会では、3月理事会で改訂案を検討し、その内容をまとめ、家教連としてパブリックコメントを提出しました。以下報告します。

3月31日には次期学習指導要領が告示されました。この学習指導要領について国民的論議を深めていきましょう。(知識明子)

【総則について】

これまでの学習指導要領にはなかった「教育基本法第2条」を前文として書き込んだことは、学校教育の目的が第2条(教育の目標)にのみ限定されることになる。以下の理由からこれに反対し、「教育基本法2条」を前文とすることを含め、学習指導要領「総則」は全面的に書き換え、個々の子どもの人格完成のための学校教育を実現するための学習指導要領にするべきである。

学校教育は、一人一人の子どもの個々の人格形成のためにあるもので、戦後の学習指導要領がそれを重視したのは当然である。(試案)がとられた1958年改訂から数え、これまで6回の学習指導要領総則に記述されていたのは、人格の完成のための知育、徳育、体育についてであった。この3つの徳がバランスよく形成されるための学校教育での学習内容が書かれたのが、これまでの学習指導要領であった。

戦後の学習指導要領は、教師の目の前にいる子どもたちの実態に即し、学習内容や学習方法を工夫し、評価し学習を進めてきた。ゆえに学習指導要領は「大綱的基準」と言われ、目の前の子ども達の状況を鑑みることは必須であった。

ところが、今回の改訂案は、目標は教育基本法2条に限定され、教育内容、教育方法、評価等を含め、限定している。教育課程に関しては「これからの時代に求められる教育を実現していくために」と「よりよい学校教育を通して、よりよい社会を創るという理念」を学校と社会が共有し、「必要な学習内容」を通して「資質・能力」が身に付く教育課程を明確にするとある。これでは教育課程は「国家・社会」に役立つ「資質・能力」を育成するものと限定され、子どもの学びへの期待や要求に応えるものではなく、国家・社会が期待する教育課程で「国家・社会」に役立つ画一的な子ども像の育成をめざす教育課程である。

しかもこの画一的な「国家・社会」に役立つ子ども像は幼児期から生涯にわたって形成されることを展望するという、政府が目指す画一的学校教育、画一的子ども像としか言いようがない。これは憲法で規定されている思想・良心の自由、学問の自由を侵すもので、子どもにとっても、教える教師にとっても、管理、統制された教育課程に魅力を感じるこ

とはできない。

第1章総則「第1 小・中学校教育の基本と教育課程の役割」2、にある「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」に多く記述がさかかっている。昨年出された「審議のまとめ」等にあった「アクティブ・ラーニング」は内容が伴わずに言葉だけが先走り、学校現場が右往左往させられる状況をもたらした。学習指導要領案から「アクティブ・ラーニング」はなくなり、「主体的・対話的で深い学び」が記述されているが、抽象的な言葉だけが先行し、学校現場が混乱させられるのは必定である。

しかも、知育と徳育の区切りがなく、道徳教育と体験活動を同時に示し、体験活動を道徳的な側面に重点を置いて位置づけていることは問題である。体験活動は子どもたちが学んだ知識を自然や生活等、実際の体験的な活動に生かし検証することができる教育活動で、それを道徳的教育に収斂することは学問を歪めることになる。

また、「主体的・対話的で深い学び」という記述で細かく教育活動を縛ることは教員の教育活動への自主性を障害し、子ども達のいきいきとした学習活動を生み出すことはできない。全面的な書き換えを求める。

第1章総則「第1 小・中学校教育の基本と教育課程の役割」3、にある資質・能力の育成にあたり掲げられている(1)～(3)は国家、社会の形成者として求められているもので、個々の子どもの人格形成に必要な条件ではない。さらに4、で述べられているカリキュラム・マネジメントも個々の子どもを育成する視点ではなく、国家・社会の形成者を地域と連携して生涯にわたり育成しようというものである。このようなありかたには反対である。

「第2 教育課程の編成」で「教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成」の目的は社会の形成に向けた諸課題に対応できる資質・能力と規定されている。子どもたちは日々の生活の中で教科横断した知識や技能を生かして暮らしている。決して社会の形成に向けた課題に対応するために活用しているわけではなく、教科横断的視点をこのように限定することは反対である。

「第2 教育課程の編成」では本来、各学校で検討すべきものが、事細かく指定されている。これでは「カリキュラム・マネジメント」が掲げられても各学校が特色あるカリキュラム等、できるはずがない。これは「第3 教育課程の実施と学習評価」についても言えることである。

これら細かく教育活動をしばり規定する学習指導要領のありかたはやめて、「大綱的基準」であるべきである。

【「小学校学習指導要領 家庭」改訂案について】

1、「目標」について

「生活の営みに係る見方・考え方を働かせ」とあるが、これはおとなにとっても難解なことである。しかも「内容」は家族・家庭生活、衣食住の生活、消費生活・環境の3つである。「生活の営みに係るもの」とくるにはあまりにも限定しすぎであり、小学校家庭科の目標に設定することはふさわしくない。

「目標」には育成する「資質・能力」として、3項目を設定している。

最初の1項目は、現行学習指導要領「目標」にある「日常生活に必要な基礎的・基本的な知識及び技能を身につける」に近い内容であるが、目標はこれだけで十分である。

2項目目にある「課題を解決する力を養う」は小学生でも大事な学習だが、そこに至る方法を細かく指定していることには賛成できない。学習方法は試行錯誤しながら、子どもたち自身が見つけることが、次の学びへの発展につながる。学習方法を限定することにより、子ども達の自発的な学びに発展させることはできない。

3項目目にある「地域の人々との関わりを考え」は、小学生の学習の内容としてふさわしくない。小学生にとって身近な人間関係は家族や同年代の小学生で、そここそ深めるべき人間関係で、地域の人々との関わりは限定した時間内での体験で、日常的ではない。3項目目は学校での学習内容として不必要である。

2、「内容」について

①現行の4項目を3項目にしたことに関して

家庭科は体験学習を重要な内容としてきた。特に家庭ではなかなか体験できない衣食住の実践は子どもたちにとって魅力であるし、やがて日常生活で役立つ学びとなる。しかし、この案で示されている項目は衣食住を1項目にまとめ、「理解し、適切にできること」あるいは「理解すること」が目標になっていて、体験してこそわかるといった子どもの視点からの目標になっていない。また「食事の仕方」を目標に掲げることは生活を道徳的に管理することにつながり、学校での学習内容としてふさわしくない。

「A家族・家庭生活」「C消費生活・環境」の比重が大きくなったが、子どもが発見する学びでなく、設定された「身に付ける」に到達する学習で、きわめて道徳的内容が色濃いもので、賛成できない。

消費生活の学習では現行にある「適切に購入できる」が消え、「必要な情報の収集・整理」に変えられているが、権利を持つ消費者を育てる視点は感じられない。

②「内容の取扱い」はあまりにも細かく規定しすぎで、もっと大綱的なものにしぼるべきである。また内容Bに関して「日本の伝統的な生活についても扱い、生活文化に気付く」とあるが、伝統文化も外国文化も合理的に取り入れて暮らしている子ども達の日常からあまりにもかけ離れている。教育基本法第2条にしばられず、現実の子ども達の生活に根差し

た家庭科の学びを設定すべきである。

【「中学校学習指導要領 技術・家庭 家庭編」改訂案について】

1、「目標」について

1998年改訂学習指導要領および現行学習指導要領家庭科目標に設定されたのは、個人としての生活であった。1998年改訂学習指導要領及び現行の「解説」から「家庭経営」や「家庭生活」は消え、「生活」が使われ、ようやく憲法24条にある「個人の尊厳」を家庭科学習で学ぶ機会ができた。

案の「目標」に「社会の構築」が使われ、家庭科を学ぶ目的が個々の生活ではなく、社会のために学ぶのを目指すというのは、道徳的で賛成できない。

2、〔家庭分野〕の目標について

「よりよい生活の実現」とあるが、「よりよい」は社会的判断が伴うもので、枠にはめる意図が感じられる。3つの目標に「資質・能力を育成」とある。これらのどれも「家族・家庭」「家族」が使われ、現行学習指導要領の「個の自立」のための目標から大きく離反している。思春期を迎えている中学生が自己の自立を心待ちにできる内容にすべきである。

3、「内容」について

現行学習指導要領から大きく後退しているのは「内容」についても言える。特に「A 家族・家庭生活」では家庭生活が復活し、生活で個人の尊厳を実現する家庭科の学びではなく家庭生活という集団に重きが置かれ、個人が埋没する。これは世界の流れとも大きく離反し、現在、自民党等が施策している「家庭教育支援法案」あるいは自民党改憲草案第24条「家族は互いに助け合う」につながるもので賛成できない。「家族は大切なもの」と学校教育の場で強制するのは、もはや教育ではない。個人を大切にしたい現行学習指導要領内容に戻すべきである。

「高齢者との関わり方について理解する」が設定されているが、道徳的な理解を求めるものであり、中学生が望む学習ではない。

A～Cの学習項目に「理解すること」が随所に使われているが家庭科での学びは理解することよりもできるようになることで、「理解する」は指定された内容に近づくことを意味し、道徳的色合いの濃いもので、学習としてふさわしくない。

「B 衣食住の生活」「(3) 日常食の調理と地域の食文化」にある「食品の選択」に欠かせない「食品の品質を見分け」(現行学習指導要領)が無くなっている。第3次食育推進基本計画啓発リーフの「若い世代の食育」で高い関心があるのは「食品の安全性」であるがこれにも応えられず、権利を持つ消費者を育てることはできない。

「C 消費生活・環境」「(1) 金銭の管理と購入」については高等学校でも学ぶ内容と考えられるので、もっと簡単にするべきである。

4、「内容の取扱い」について

A～Cについて言えるが、「視点」や「方法」(触れること、取り上げること等)について、あまりにも細かく指定しすぎている。もっと大綱的な内容にすべきである。